

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-------------|
| 11 | 御嵩町介護保険関連事務 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

御嵩町は、介護保険関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

| | |
|------|----|
| 特記事項 | なし |
|------|----|

評価実施機関名

御嵩町長

公表日

平成29年6月2日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 介護保険関連事務 |
| ②事務の概要 | <p>介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づき、町内に住所を有する40歳以上の者を被保険者とし、要介護認定を受けた者には介護給付、要支援認定を受けた者には予防給付を行うとともに、介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収している。</p> <p>介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①被保険者に係る届出の受理、届出についての審査、届出に対する応答 ②被保険者証、認定証の交付・再交付・返還受理 ③要介護認定、要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、申請についての審査、申請に対する応答 ④要支援認定、要支援更新認定、要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、申請についての審査、申請に対する応答 ⑤介護給付、予防給付、特別給付の支給 ⑥介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、申請についての審査、申請に対する応答 ⑦居宅介護サービス費等の額の特例、介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、申請についての審査、申請に対する応答 ⑧保険料の賦課、徴収 ⑨保険料滞納者に係る支払方法の変更 ⑩保険給付の一時差止め ⑪保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号表別表第2に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p> |
| ③システムの名称 | 総合行政情報システム、介護保険システム、中間サーバー |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 介護保険情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <p>1 番号法第9条第1項及び別表第1 68の項</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第50条</p> |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> |
| ②法令上の根拠 | <p>1 番号法第19条第7号及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、83、87、90、94、95、108、117の項 (別表第2における情報照会の根拠) 93、94の項</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (主務省令における情報提供の根拠) 第2条、第3条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条 (主務省令における情報照会の根拠) 第46条、第47条</p> |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 民生部保険長寿課 |
| ②所属長 | 保険長寿課長 日比野 伸二 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 御嵩町(総務部総務防災課行政管財係) 可児郡御嵩町御嵩1239番地1 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 御嵩町(総務部総務防災課行政管財係) 可児郡御嵩町御嵩1239番地1 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 平成28年11月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 平成28年11月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

